（以下「都市再生整備等協定」という。）を締結することができるものとする。（第四十四条の三第一項関係）

⑵　都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた都市計画の案を作成して、都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあっては、当該市町村都市計画審議会）に付議しなければならないものとする。（第四十四条の四関係）

⑶　道路管理者等に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められる道路の整備に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定に基づき、道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。（第四十四条の三第三項及び第四項並びに第四十四条の五関係）

⑷　公園管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、都市公園における都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定が公告された日から五年以内に都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第四十四条の三第六項第一号及び第七項並びに第四十五条第一項関係）

⑸　公園管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、飲食店、休憩所、管理事務所その他の公園施設であって、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置等に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定が公告された日から五年以内に公園施設の設置等について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第四十四条の三第六項第二号及び第七項並びに第四十五条第二項関係）

4　都市再生整備計画への固有魅力維持向上区域の記載等

⑴　市町村は、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「固有魅力維持向上区域」という。）を、都市再生整備計画に記載することができるものとする。（第四十六条第二項関係）

⑵　市町村は、固有魅力形成建築物（固有魅力維持向上区域内の建築物であって、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。）のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物（以下「特定固有魅力形成建築物」という。）の改修及び活用に関する事項を、都市再生整備計画に記載することができるものとする。（第四十六条第二十四項第一号関係）

⑶　固有魅力維持向上区域について、次のとおり駐車場法の特例等を定めるものとする。（第四十六条第二十四項第二号、第六十二条の九第五項及び第六十二条の十二第二項関係）

イ　都市再生整備計画に、固有魅力維持向上区域における路外駐車場の配置及び規模の基準を記載することができるものとし、当該固有魅力維持向上区域内において、一定規模以上の路外駐車場を設置しようとする者は、当該設置に着手する日の三十日前までに、当該路外駐車場の位置等を市町村長に届け出なければならないもの等とする。

ロ　都市再生整備計画に、固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（ロにおいて「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができるものとし、当該固有魅力維持向上区域内において、一定規模以上の建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。

⑷　都市再生推進法人は、都市再生整備計画に、都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項が記載されているときは、当該事項に基づき普通財産を使用することができるものとする。（第四十六条第二十四項第三号及び第六十二条の十三第二項関係）

⑸　土地所有者等は、その全員の合意により、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「固有魅力維持向上協定」という。）を、市町村長の認可を受けて締結することができるものとし、当該認可の公告のあった後に当該固有魅力維持向上協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。（第四十六条第二十四項第四号及び第七十二条の二関係）

⑹　特定固有魅力形成建築物の増築等をしようとする者は、当該増築等に着手する日の三十日前までに、行為の種類等を市町村長に届け出なければならないもの等とする。（第四十六条の九関係）

⑺　都市再生推進法人は、景観行政団体に対し、固有魅力維持向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができるもの等とする。（第六十二条の十五関係）

⑻　固有魅力維持向上区域が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するときは、都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができるもの等とする。（第六十二条の十六関係）

5　滞在快適性等向上区域における歩行者利便増進道路の指定の特例等

⑴　道路管理者等に協議し同意を得た上で、都市再生整備計画に、滞在快適性等向上区域内に存する道路であって、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものの整備に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備計画に基づき、道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。

⑵　道路管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備計画に、滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路等の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備計画が公表されたときは、道路管理者は、遅滞なく、当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域として指定するものとする。（第四十六条第十四項から第十六項まで及び第六十二条関係）

6　特定業務施設等の立地の誘導等

⑴　市町村は、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。）及び当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を、立地適正化計画に記載することができるものとする。（第八十一条第六項関係）

⑵　⑴の事項を立地適正化計画に記載する場合には、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設及び特定業務施設等の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針を防災指針とするものとする。（第八十一条第二項第五号関係）